

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬、賞与及び通勤手当（以下「報酬等」という。）及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与、通勤手当及び役職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会、その他会議等及び監事監査への出席をした場合、別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 理事が、会長の招集する会議等で出張する場合、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第11条の規定に準ずる額

2 常勤役員等が出張したときは、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬、通勤手当及び役職手当については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第7条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める

ものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日 議案第 27 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 12 日 議案第 14 号）

この規程は、平成 31 年 3 月 25 日に一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 議案第 26 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日 議案第 20 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬 額
会 長	月額 60,000 円
副会長	月額 12,000 円
理事・監事	日額 4,000 円

別表 2

区 分	報酬額（通勤手当除く）
常務理事	月額 347,300 円～372,600 円

別表 3

区 分	6 月及び 12 月の賞与額
常務理事	報酬月額に習志野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 36 年条例第 2 号）に規定する再任用の職員の期末手当及び勤勉手当に定める割合の合計を乗じて得た額とする。